平成２３年（フ）第８５０号
熊本市南高江３丁目５番45号
債務者　後藤あすか
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第８号
熊本市紺屋町１丁目29番地８
債務者　荒木　雄一
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２８１０号
札幌市東区北34条東１丁目４番12号　レインボーハイツ202号、申立時の住所札幌市東区北25条東７丁目２番５号
債務者　佐藤　美子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０８３号
札幌市中央区南５条西12丁目1298番地29　ピュアコートセレクト101号
債務者　上武　弥生
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３２９号
札幌市豊平区平岸４条13丁目４番15―207号
債務者　若野　房江
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３７５号
札幌市西区八軒10条東４丁目３―36　パステル八軒103号室、住民票上の住所札幌市西区八軒１条東４丁目１番10―201号　Ａ棟
債務者　村上　千春
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３７７号
北海道千歳市清水町１丁目６番地の１
債務者　稲垣　幸恵
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１３号
札幌市東区伏古２条４丁目４番10―105号
債務者　大井砂奈江
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４４号
札幌市白石区川下４条４丁目３番15号　パルケ川下302号
債務者　佐々木　勇
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４５号
札幌市白石区川下４条４丁目３番15号　パルケ川下302号
債務者　佐々木敬子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４５４号
札幌市白石区中央２条２丁目２番25―902号
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９０号
札幌市西区宮の沢２条１丁目１番30―811号
債務者　水川　弘美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５２３号
札幌市東区北23条東２丁目３番12号　コーポホクホー105号
債務者　佐藤　幸喜
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２号
北海道留萌市元町３丁目66番地の７
債務者　青山　竹美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第８８号
山形県酒田市若宮町１丁目21番７号、住民票上の住所山形県酒田市広野字末広38番地の１
債務者　齊藤　明宏
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第５２９号
埼玉県比企郡小川町大字大塚803番地
債務者　若林　由幸
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１５号
千葉県旭市平松1589番地
債務者　林　　松子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１６号
千葉県旭市平松1589番地
債務者　猪俣　里美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係